

令和8年度御所IC工業団地不動産仲介業務について、次のとおり募集しますので公告します。

令和8年3月26日

奈良県知事
山下 真

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度御所IC工業団地不動産仲介業務
- (2) 業務内容 「御所IC工業団地第1期企業募集成功報酬型不動産仲介手数料制度募集要領」に示す業務の内容のとおり
- (3) 業務量の目安 対象地の分譲代金(売買契約書に記載の額を言う。以下同じ。)に100分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。消費税及び地方消費税を含む。)10,000,000円(消費税及び地方消費税を含みます。)を限度とします。
- (4) 対象地 御所市大字南十三15番1(予定地番)※御所東高校跡地
16,201.50㎡(計画面積)
最低売買価格:金706,385,400円(43,600円/㎡)
- (5) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日(水)
- (6) 連絡先、提出先等
担当所属:奈良県産業部産業創造課(県庁本庁舎6階)
所在地:〒630-8501
奈良市登大路町30番地
電話:0742-27-8819
FAX:0742-27-4473
メールアドレス:sangyo@office.pref.nara.lg.jp

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

その他、欠格条項や制度適用除外要件については、「御所IC工業団地第1期企業募集成功報酬型不動産仲介手数料制度募集要領」のとおり。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 申込書の提出の日から契約の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 次の①～③のいずれかに該当する者であること。
 - ① 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する宅地建物取引業者
 - ② 銀行法(昭和56年法律第59号)第4条第1項に規定する免許を現に保有し、かつ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項に規定する認可を受けている金融機関で、かつ法第77条以下に規定する国土交通大臣あての届出を行っている者
 - ③ 信託業法(平成16年法律第154号)第3条の免許若しくは第7条第1項の登録を

受けている者で、かつ法第 77 条第 3 項に規定する国土交通大臣あての届出を行っている者

3. 手続等

(1) 公告及び募集要領の交付

ア 交付期間

令和 8 年 3 月 2 6 日（木）から令和 8 年 6 月 3 0 日（火）まで

イ 交付方法

奈良県産業部産業創造課ホームページからダウンロードしてください。

また、1 の(6)の連絡先、提出先等の担当所属において交付します。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.lg.jp/n100/71241.html>

(2) 質問の受付及び回答

ア 提出方法 質問がある場合は、F A X（任意様式）で提出し、電話にて受信の確認をすること。

イ 提出先 1 の(6)の連絡先、提出先等の F A X に提出してください。

ウ 受付期間 令和 8 年 4 月 3 0 日（木）午後 5 時まで

ただし、受付は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし、県の休日（奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月奈良県条例第 3 2 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日をいいます。）を除きます。

エ 回答 令和 8 年 5 月 2 2 日（金）頃に次の奈良県ホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.lg.jp/n100/71241.html>

(3) 申込書等の提出

ア 提出期限 令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 3 0 日（火）午後 5 時（必着）

イ 提出先 1 の(6)の連絡先、提出先等の担当所属

ウ 提出物 申込書（様式 1）、業務実績（様式 2-1）及び以下の書類

① 甲が宅地建物取引業者の場合の提出資料

・宅地建物取引業者免許証の写し

・印鑑証明書

・資格証明書（法人の場合「履歴事項全部証明書」、個人の場合「住民票の写し」）

・法人税申告書の別表二「同族会社の判定に関する明細書」

・役員名簿（履歴事項全部証明書と異なる場合）

・参考見積書

② 甲が信託銀行等の場合の提出資料

・宅地建物取引業法第 7 7 条に規定する国土交通大臣あての届出受理書の写し

・印鑑証明書

・資格証明書（履歴事項全部証明書）

・法人税申告書の別表二「同族会社の判定に関する明細書」

・役員名簿（履歴事項全部証明書と異なる場合）

・参考見積書

エ 提出方法 持参又は書留郵便

※申込書提出にあたっては、予め奈良県へ相談してください。

オ 提出部数 1部

カ 留意点

申込についての詳細は、「御所 IC 工業団地第 1 期企業募集成功報酬型不動産仲介手数料制度募集要領」を確認すること。

(4) 受託事業者の特定

ア 特定方法について

「御所 IC 工業団地第 1 期企業募集成功報酬型不動産仲介手数料制度募集要領」に基づき、受託事業者を特定する。

イ 通知について

申込書等の提出者には、「結果通知」により通知します。

ウ 非特定理由の説明申請について

非特定通知を受けた者は、結果通知日の翌日から起算して 5 日（県の休日を除きます。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

4. 契約の相手方を特定するための基準

「御所 IC 工業団地第 1 期企業募集成功報酬型不動産仲介手数料制度募集要領」のとおり。

5. 申込書の作成等

(1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(2) 申込書は、様式 1 により作成してください。

(3) 企業の業務実績

令和 3 年 4 月 1 日からこの公告の日までに完了した、本業務と同種（不動産仲介等の業務をいう。）・同規模（契約金額が 1 の (3) で示す業務量の目安の 100 分の 70 以上のものをいう。）の業務実績を有している場合は、その実績について様式 2 により下記①及び②に留意して提出してください。

① 様式 2-1 に記載する項目の内容が確認できる業務計画書の写し・契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付してください。

② ①によることができない場合は、様式 2-2 を提出して下さい。様式 2-2 については、様式内で指定する 1～4 の事項について確認できるものであれば、様式は任意で可とします。

また、全ての添付資料のサイズは A4 以上とし、複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は、最終のもの）を提出してください。

(4) 参考見積について

提出された参考見積について、1 の (3) で示す業務量の目安の限度額を超えている場合は、受託事業者として特定しません。

(5) 辞退について

申込書の提出日以降に本制度への参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(6) その他

ア 提出された書類は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された書類の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期間内であっても、部分的な差替え及び追加は認めません。

また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

ウ 提出された書類の記載内容によっては、奈良県から内容の確認、追加資料の提出を求める場合があります。

エ 提出された書類が適正でない場合は、無効となります。

オ 提出された書類について、この公告（様式等を含む。）の内容に適合しない場合は、無効となる場合があります。

6. その他

(1) 契約の締結

「3の(4) 受託事業者の特定」により特定した事業者と契約を締結します。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止の措置を受けた場合は、契約を締結しません。

(2) 契約書作成の要否等

要します。契約締結者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本調達手続きは電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、契約締結までに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を1の(6)に記載のメールアドレスに電子メールで提出してください。（提出がない場合は、紙の契約書による契約となります。）

電子契約の詳細については、下記の奈良県ウェブページを御確認ください。

奈良県会計局ホームページ「電子契約サービス」

<https://www.pref.nara.lg.jp/n159/67057.html>

(3) 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

(4) 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- ク この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるとき。